

様式第2号（第5条関係）

審議会等会議録

発言者・会議のてん末・概要

1 開会

司会（砂川課長）

ただいまから、令和5年度第3回久喜市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます、障がい者福祉課長の砂川と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日は、久喜市社会福祉協議会から手話通訳といたしまして、青木さんを配置させていただいております。皆様どうぞよろしくお願いたします。

それでは、令和5年度第3回久喜市障がい者施策推進協議会を始めさせていただきます。本日の出席委員数でございますが、委員20名のうち、出席委員14名で過半数に達しておりますので、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

今回は島谷委員、それから中城委員、大内委員、中村委員、木戸委員、鈴木委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。

それでは議事に入る前に、協議会の運営会議の開催に関する事項について、いくつか説明とご確認をさせていただきます。審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開としておりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、認めることとしております。

次に会議録の作成についてでございます。会議録は、全文記録、またはできる限り全文記録方式に近い形で、概ね1ヶ月以内に作成し、公開することとしております。このため、本日もすでに行っておりますが、会議録作成のための録音をさせていただいております。会議録はテニオハなどを修正した後、署名をいただいて完成となりますが、副会長に署名をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして本日の資料を確認させていただきます。事前に送付をいたしました、本日の次第、それから資料1といたしまして、第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第

3期久喜市障がい児福祉計画（素案）と書かれたものです。こちらが事前に送らせていただいた資料です。それと、本日の追加資料といたしまして、資料1の修正の一覧というものを、本日、机の上にお配りをしております。それから、事前にご連絡をさせていただいておりましたが、本日の会議に、「第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画」それから「第6期久喜市障がい福祉計画・第2期久喜市障がい児福祉計画」の現行の計画の方も、持参をいただきますようお願いをさせていただいておりましたが、もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出をいただきたいと存じます。皆さんお持ちでいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。それでは次に、会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

新井会長

新井でございます。本日の計画の審議につきましては最終段階に入ってきていると思います。様々な数値なども明確になってきておりましたので、今日も忌憚のないご意見をいただきまして、すてきな計画になるように、皆さんで努力できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（砂川課長）

ありがとうございました。それでは議事に移らせていただきます。議長につきましては、久喜市障がい者施策推進協議会条例第4条に基づき、会長が議長となりますので、新井会長よろしくお願いいたします。

## 2 議 事

（1）第3次久喜市障がい者計画、第7期久喜市障がい福祉計画、第3期久喜市障がい児福祉計画、（素案）について

議長（新井会長）

それでは議事に入らせていただきます。皆様にお願いがございます。録音している関係上、発

言される際には、挙手をしていただき、私の方で指名させていただきますのでお名前をお話していただき、それから質問や発言をお願いいたします。では議事の1、第3次久喜市障がい者計画・第7期久喜市障がい福祉計画・第3期久喜市障がい児福祉計画の素案でございます。これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局（助川係長）

障がい者福祉課の助川でございます。着座にて説明させていただきます。事前にお配りさせていただいた資料の1についてご説明します。前回の第2回の会議を開催した際に、委員の皆様からご指摘を受けた部分についていくつか修正点がございます。順を追ってご説明させていただきます。

1つ目 20 ページ、21 ページ、23 ページにある、昨年度、実施したアンケートの結果ですが、前回の第3次の障がい福祉計画のアンケート結果との対比がわかるように、グラフに6年前に行ったアンケートの結果を入れまして、この6年間どのような形で変わったのかという形のものがわかるに修正させていただいております。続きまして31 ページから38 ページですが、アンケートや団体ヒアリングを行った際に、久喜市で行っていきべきものということで、どのような課題が見えてきたかというようなものがわかりにくいということでしたので、5番として、本計画で取り組むべき課題を7項目、挙げさせていただいております。それぞれ現状と課題、それに対する対応の方針、これ以降にございます計画の中で対応する事業を明示させていただきました。この計画を初めて見た方が久喜市にどんな課題があつて、どんなことを今後6年間で取り組んでいくのかというのをわかりやすくまとめて、新たに追加されたページという形になります。ご確認いただければと思います。

続きまして、障がい者計画の44 ページから、施策の展開というところになるのですが、9分野、各分野の直後に、「現状の課題」「取組の方向」「本分野における重要評価指数」を入れさせていただいております。現状値、6年後の令和10年度の目標値というのを定めまして、毎年実績として、数量を追いかけていき、その年の状況を毎年の第1回目の施策推進協議会でご報告させていただくように考えてございます。それと、45 ページ以降、担当課が明確になっていなかった部分ございましたので、担当課の部分に関係課を記入させていただき、内容につきましても修

正がございました。またこちらにつきましては、追加資料でお配りしました資料を見ていただきたいと思います。こちらは皆様に資料をお送りした以降に、担当課から内容の修正があったものでございます。そのため本日の追加資料という形でお配りしました。申し訳ございませんでした。この計画の素案につきましては、今後、パブリックコメントをしていくこととなります。説明は以上となりますので、ご審議の方、よろしくお願いたします。

議長（新井会長）

少しずつ議論してきたとはいえ、今日もたくさんの論点があるかと思います。まずは前半の38ページまでのところ、アンケート調査の結果に関しては、少し記述の工夫をしていただいたということと、前回議論がありました、久喜市としてどのような障がい福祉施策に関する課題があるのかという総括、今後の課題ということについて、31ページから久喜市としての考えを示していただきました。この部分について、まずはご意見や、ご質問などをいただきたいと思います。皆様いかがでしょうか。寺方委員さんお願いたします。

寺方委員

寺方です。今回、グラフの修正と5番の本計画で取り組んで課題を追加していただいたので、資料としてとても見やすくわかりやすくなっていると思います。というのは置いておいて、まず25ページですけれども、これは市民の方にとった「障がい者施策について」というアンケート結果ですが、ここで、障がい者が考えている施策の問題点、市民の問題点というのが書いてあるのですけれども、せっかく22ページに、障がい者のグラフがあって、项目的にほぼ一致しているので、障がい者と市民の内容を対比すれば、もっとわかりやすくなるのではないかと。具体的に言うと、25ページの「医療機関の充実」、これは市民の方は24%なのですが、障がい者は34%です。その下の「経済的な援助の充実」は、市民が23.7%、障がい者33.5%です。2つ下の「入所施設の整備」は市民が19%、障がい者が23%です。もう2つ下「福祉などに関する情報提供の充実」は一般市民が16%に対して、障がい者が23%です。やや乖離が見られています、という言葉を括られていますけれども、やっぱり障がい者が考えているところと市民が見ているところ違うのだなというところを明確にしてもらって、今後の市民への周知、お願、ご理解を求め

るところに繋がると思いますので、そういうところをもう少し明確にさせていただけたらなというふうに思っています。

議長（新井会長）

グラフの一般の方へのアンケートと障がいのある方へのアンケートの対比についてですが、何か事務局からありますでしょうか。

これは、統計的な有意差というのがあるのですが、対象が異なるので、そのパーセンテージの少しずつの違いというのが、果たして統計学的に有意に下がるかというところも加味しなくてはいけないかなと思います。もし、やるとしたら上位の3つの違いというところであれば、明らかに障がいのある方は医療と経済と理解促進というのが上位になるのでしょうか。ところが、一般の方は、理解促進と就労支援とバリアフリーというような、上位3つ、これだけ違うというのが明らかですので、そういった違いが示すことはできると思うのですが、「入所施設の整備」が、少し違うというところをもって、一般市民と障がいのある人の認識が違うというのはなかなか言い切れない部分もあるかなと、今聞いて思いました。一般的に、この対象の違いによって、アンケートの結果の違いをどう表現するかというのは、コンサルタントが入っていると思いますのでそれを含めおいて、工夫をするということで、寺方委員よろしいでしょうか。事務局はそれよろしいでしょうか。では他にいかがでしょうか。寺方委員。

寺方委員

寺方です。31ページからの本計画で取り組むべき課題というところで、32ページのところ、福祉サービス及びサービスの利用方法に関する周知の改善というところで、真ん中ぐらいに対応方針として、相談施設の充実を図り個別にサービスの利用、促進を図りますというふうな文言があつて下に主な事業とあるのですが、何となく違和感を覚えています。その理由として、福祉サービスに関する情報提供に改善が必要であることが示されていますというふうにあつて、従来と同じような内容をそのまま書いているような気がしています。個人的な意見ですが、53ページの地域生活支援の促進の①相談支援機能の強化の内容の方がアンケートに繋がるのかなと思つた次第です。次に33ページ、(3)障がい者の社会参加を促進するための環境の整備です。こ

ここで障がい者が言っているのは、参加したい活動や行事がない、身近なところで参加できる活動や行事がないというようなところが多く指摘されており、その対応方針としては、障がいのある方の社会参加を促進するため、一般のイベントの開催に際して、障がい者への配慮を徹底します、というふうになっていますが、この配慮とは具体的には何なのだと思います。もっと具体的に、例えば障がい者スポーツ余暇活動の支援などの促進を働きかけますとか、一般のイベントに対して、障がい者がもっと来てくれるよう啓蒙するとか、そういう話の方がいいのではないかなと思います。次に36ページ(5)障がいのある児童生徒への支援というところで、先生を補助する人の不足だとか云々とかあって、対応方針としては、障がいのある園児や児童、生徒の学びの支援体制の充実を図るとともに、といろいろ書いてありますが、専門的にはこの内容でいいのかなと思いますが、例えばインクルーシブの教育とか、そこも少し入るべき内容なのかなと感じた次第です。ここはあくまで、私、専門家ではありませんのでよくわかりませんが、余りにも専門的な言葉で書いており、一般市民の理解を求めるとか同じような年代の生徒さんと触れ合うというようなことの方がより大事なのかな思いました。以上3つです。

議長（新井会長）

ありがとうございます。まず32ページの利用方法に関する周知の改善のところの主な事業のところは、53ページの相談支援の内容を入れた方が適当なのではないかというご意見です。事業名として計画相談支援とありますが、53ページにあるような、包括的な相談支援、相談体制の充実というところが適切なのではないかというご意見でございました。それから33ページの対応方針のところ、各種イベントの開催に際し、障がい者への配慮を徹底しますというところですが、ただの配慮というよりも、そのイベントなどに積極的に参加できるような環境を整えるというようなニュアンスをしっかりと書いた方がいいのではないかという話をいただきました。

そして36ページの内容ですが、インクルーシブ教育もしくは障がいのある子供と障がいがない子供との関わり合いということについての記載がないのではないかというようなお話でございます。事務局より、3点について加えていただくとか或いは何か理由があるとかいうことがありましたらご説明お願いいたします。

事務局（助川係長）

ありがとうございます。32 ページについては、53 ページの相談体制の充実の方がよろしいように思いますので、こちらにつきましては修正を図りたいと考えております。33 ページの方の、誰でも参加できる環境を整えるという部分につきましては、対応する事業がありましたら、加えさせていただきたいと思います。36 ページのインクルーシブの関係の方も同様に対応する事業がございましたら、追加をさせていただきたいと思います。

議長（新井会長）

33 ページであれば配慮というところを、積極的に参加できる環境を整えますという文言を入れていただきたいということだと思いますので、そちらの方もよろしく願いいたします。他にいかがでしょうか、奈良委員さんお願いいたします。

奈良委員

36 ページ、先ほどの寺方さんの質問とちょっと似ているのですが、支援体制の整備充実に関する部分で、特別支援教室が少なく、その枠がなくては入れない子がいると聞いたので、施設の整備についても考えていかなければならないのかなと思ったので、そこはどうなっているのかなと思いました。よろしくお願いします。

議長（新井会長）

ありがとうございます。対応方針や現状と課題のところでも利用したくても利用できない状況があるのではないかとということと、そこに関する記述がないのではないかと、ご意見だと思います。入ってからの支援というところに関してはあると思うのですが、事務局から回答をいただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局（助川係長）

教育部局と相談して、加える項目についても、状況を踏まえて内容に加えさせていただきたいと思います。

議長（新井会長）

幼稚園、保育園、学童保育を利用したくても利用できないというような実績や対応というのは、あるのでしょうか。あれば教育部局だけでなく、福祉の観点からもそれを書いていただく必要がありますのですけれども、いかがでしょうか。

事務局（助川係長）

こちらにはそういったご相談が上がってくることはないので、担当課に確認してから記載内容に修正があれば加えさせていただこうと思います。

議長（新井会長）

対応方針ということで、今後の計画策定の評価の1つの視点にもなると思いますので確認していただいて、必要な記述を加えていただければと思います。他にいかがでしょうか。金井委員さんお願いいたします。

金井委員

すいません金井です。今のご意見の続きなのですけれども、やはり幼稚園、保育園に通っているお母さんたちから、通いたくても通えないという話を、結構聞きます。入りたい園に問い合わせても、うちでは入れられませんと言われて他の園を探すという話や、入れたとしても、多分、先生の数が足りないのだな、というようなお話を聞いています。例えば、療育に週何回、幼稚園に週何回というバランスをとるときに、本当は幼稚園に週に2日、3日と行きたいお母さんの要望があっても、でも幼稚園の今の状態だと週1しか受け入れられませんという説明をされてとても困っていたり、とても残念だという意見も聞いています。この資料を見ても、現状がどうなっているのかわからないというのを感じたのと、あと対応できる先生の数が圧倒的に少ないのが現状だと思うのですが、働いている先生たちに、研修も入れて欲しいという気持ちがあります。たくさん研修を受けて、とても忙しい先生方だと思うのですが、少しでも理解をしてくださる先生がいらっしゃれば、園の方でも対応が変わってくるのかなと思うので、ぜひ対応する事業の追



加のところに、研修のことも入れていただけたら、と思いました。よろしくお願いします。

議長（新井会長）

ありがとうございます。金井委員さんの肌感覚としてのご意見もありますし、自立支援協議会でも、そういったことのヒアリングをしていると思いますので、その内容を含めおいて、通いたくても通えないということに関することと、最後にお話いただいた、対応する職員の質の向上という観点。これはおそらく障がい福祉計画の中に幾つか研修の内容があったと思いますので、そこも主な事業として明確に見えるようにしていただければと思います。金井委員、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。齋藤委員お願いいたします。

齋藤委員

齋藤です。よろしくお願いします。38ページの、(7)の介助者の困りごとや将来に対する不安への対応ですけれども、この対応方針と主な事業で上がっていることで、果たしてこの課題に対して、解決ができるのかなと疑問に感じています。これこそ、相談体制の充実だったり、関わっている事業者、私も含めてですが、ご本人たちやご家族の不安を吸い上げてそれに対して具体的なご提案をできるような、関わっている事業者が、支援を強化しながらやっていかないといけないと日々思っているのですが、この日中一時支援事業と当事者の支え合いだけで、将来の不安や、介護者が高齢化してきたり病気を患ったときにどうしたらいいかというのを解決できるのかなと、すごく感じてしまいました。いかがでしょうか。

議長（新井会長）

体制をしっかりと整えるというような、記述があればいいというご意見、理解でよろしいでしょうか。

齋藤委員

相談支援員の苦労は聞いているので、それぞれ関わっている居宅支援事業所や通所の事業所の支援者が、当事者の方たちに、直接その場での支援以上に生活や家庭内の状況を見据えた、状況

把握とアプローチをしていくことに協力していかなくてはいけないなどすごく思うのです。すべての福祉事業の方たちが、お子さんから高齢期にわたるまでの、そのようなビジョンを持つ必要はすごく必要かなと思っています。

議長（新井会長）

ありがとうございます。相談支援ということだけではなく、市内の事業所が、そのような受けとめをしっかりと対応していく必要があるということ、そこについてもこの方針にしっかりと記載した方がいいという意見と受けとめましたので、記載内容について少しまた加えていただければと思います。私から細かい部分ですが、33ページの対応方針の少し上の行ですが「障がいのある方が一般の方と同様に」という記載ですが、もしかしたら他にもあるのかもしれませんが、障がいのある人も一般の方なので、この記述はいらないか、もしくは「すべての人が」ということでもいいのかと思いました。他にもそのような何か対比をするにあたって、障がいのある方と障がいのない方というのは記述上、そういうふうにはせざるをえないところがあるかもしれませんが、「一般」というくくりと、「一般じゃない障がい者」というような位置付けだと違和感があるかなと思いました。全体を通してそういった記述について、見ていただければと思います。

それからアンケートの結果については、一部見やすくしていただいたのですが、例えば17ページの日常生活の介助や支援についてというところで、グラフは介護をしている人が誰ということが分かったのですが、記述の中で、「介護や支援をしている人の困りごとでは、将来の見通しに不安がある、緊急時の対応に不安があるのが3割台と高くなっています」となっています。全部グラフを入れるのは大変ですが、見通しに不安があるという方が3割位いらっしゃるということは、明確に我々は受けとめなくてはいけないかなと思います。他にどんな質問でどんな結果だったのかというのが少しわかるようにしていただきたいということがあります。

それから同じく17ページの下で、日中の活動で困っていることというところで、もう1つの別な質問として学校での困り事と分かれていますので、グラフは、職場の日中の活動で困っていることというところでの、特に成人に聞いている内容だと思うのですが、先ほどインクルーシブ教育とかその教育、障がい児への支援という観点でいうところの、学校での困りごとでも、友達との関係が難しいが22.0%というところで、ここも少し明確にいただいた方が、障がい児への

支援というところにも、結果、改善するのか否か、改善していく方向性として友達関係が難しいなどのことについて、悩みがなくなるようにしていくというのが大事だと思いますので、ここは少し区分するなり、記述の工夫をしていただければと思います。もしかしたらアンケートの部分はより見やすく、少し内容を変更していただくかもしれませんが、これでよろしいでしょうか。

38 ページの部分までは事務局からも回答いただきましたので、特に対応方針の部分の記述の仕方、そして主な事業の追加をしていただければと思います。ここまでよろしいでしょうか。

では続きまして 39 ページ以降ですが、こちらもたくさんありますので、まずは 66 ページ保健医療体制の整備というところまでで、区切らせていただきまして、ご意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。寺方委員さんお願いします。

寺方委員

寺方です。59 ページなのですが、就労支援の本分野における重要評価指標というところで、一番下の障がい者就労施設からの物品調達、令和 10 年の目標値の金額が少ないのですが、これは何か理由があるのかなというところと、就労支援に繋がるかどうかわかりませんが、自立支援協議会の方から、アンテナショップという提案があり、検討とあったのですが、本当に検討でいいかどうかというのがよくわからないのですが。実際はアンテナショップを作って、販売売上をふやして、それが障がい者の就労に繋がればという気持ちがあるのであれば、そのアンテナショップのところも重要指標の 1 つとして加えたらいかがかなというふうに感じました。もう 1 つ、61 ページの真ん中ぐらいにアンテナショップの言葉があって、検討を行うということですが、よく理解できてなかったのですが、例えば市役所かどこかにアンテナショップができればいいなと思っておられるのか、将来的にはふるさと納税みたいところに啓和会の味噌を載せるとか、いろんなことを考えながら、物品販売を進めて就労につなげると思っておられるのか教えていただければと思います。以上です。

議長（新井会長）

事務局から回答をお願いいたします。

事務局（助川係長）

私の方から就労支援施設からの物品調達の関係でご説明いたします。令和4年の実績につきましては、コロナ禍のワクチン対策のご案内の点訳の件数が非常に多く、点訳文書を就労支援施設に依頼をしていたということで、実績が伸びた形となります。点訳文書自体は市からお送りするものは、軒並み点訳してお送りしているのですが、令和4年度は突発的にワクチン接種のご案内の文書を多く点訳したことで実績が伸びていたものですから、令和10年度は、突発的な点訳の部分は含まれないだろうと考え、例年のとおりと見込んでおります。下がっている目標を立てているという意味では、ご指摘の通りなのかもしれないのですが、調達件数を延ばす目標とはさせていただきます、金額としては下がっているという表記になっているところでございます。

議長（新井会長）

アンテナショップの部分に関しまして、お願いいたします。

事務局（木暮係長）

アンテナショップについて説明をさせていただきます。アンテナショップですが、自立支援協議会のはたらく部会でアンテナショップについて、どこか場所があればということで、参加していただく事業所さんもありますので、いろいろと今話し合いをさせていただいているところです。また、アンテナショップに代わるものとして、コロナ禍で中止していた市役所のロビー販売があります。そちらを再開に向けて準備をしております。現在、話し合いをしていますので、そちらが整い次第、ロビー販売の方は再開させていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（新井会長）

そのような状況ですという説明でしたが、計画に対する意見ですので、例えば61ページのアンテナショップの設置場所の検討を行う、ここは事業名としては物品の販売の支援なのでアンテナショップがコロナ禍で休止して、アンテナショップを再開するとか、あるいは設置場所等の検

討、こういう記載になるのかもしれませんが、何かもう少し前向きな記載をしていただいて、寺方委員さんとしては、59 ページのこのK P Iのところにもそれを入れた方がいいのではないかと  
いうご意見だったのですが、そちらに関してはいかがでしょうか。

事務局（木暮係長）

検討させていただきたいと思います。

議長（新井会長）

では、寺方委員がご質問いただいた就労支援の部分について、記述をしていく方向で回答いただきました。他にいかがでしょうか。根崎委員さんお願いします。

根崎委員

根崎です。58 ページの、②放課後等デイサービスなどの充実というところなのですが、下の段の放課後児童クラブの体制整備のところ、放課後児童クラブなどにおける障がい児受け入れの体制整備を行うとあるのですが、放課後等デイサービスというのは障がい児福祉サービスになりますが、放課後児童クラブは、いわゆる学童さんかと思うのですが、こちらで障がい児の受け入れ体制を整えるのであれば、これは私たち放課後等デイサービスを運営している者にとっては、現在、お断りをしている待機児童が大変多い状況にありますので、入りたくても入れない方たちに、安心感を持って、学童では障がい児を受け入れていますよということをご案内できます。どのような体制整備を行うのか、いつからなのかなど、具体的に知りたいなというところ、

また、先ほど 36 ページのところでも上がっていた、居場所がないというところで、子供の将来についての選択肢を適切な時期に示すことが重要となっていますと書いてあります。この適切な時期に示すという場合で一番多いのが、小学校に上がる入学前の就学時健診の際に、子供たちがお医者様に見てもらったところ、もしかしたら発達障がいの恐れがあるなどと言われて、支援学級を進められるということが多いのですが、その場に相談員さんなどがいないことがあり、そう言われたお母様たちが、そのあとどうリアクションしていいかわからないという現状があります。そこに対してどのような市としての支援とか、福祉課がここは関わるのか、それとも学校教

育課なのか、そこが曖昧であるためにお母様方が相談する場所がわからないという現状が見て取れますので、何かそこに対して具体的に知りたいなと思っております。お願いします。

議長（新井会長）

2点ありました。1点目は障がい児の学童保育への受け入れの体制についてと、2点目は就学時健診等の場面で障がいがあるかもしれないという話になったとき、その相談体制というのが、学校部門なのか、教育部門なのかが曖昧であるということ。そこに関して、質問なのですが、曖昧だという現状の話ですので、それを計画としてどういうふうに位置づけるかということだと思っております。前者の方は障がい児の方を学童保育で受け入れている実績は、もうすでにあり、かつ、117ページを見ていただきますと、令和8年度までに105名の受け入れをする。現在は63名の受け入れをしている。希望があり、受け入れ可能人数を示しているということになりますので、こういった体制整備というのは、数字の上の具体的な部分で示されていると理解できると思っております。事務局から、今の2点について、回答をお願いいたします。

事務局（木暮係長）

前者の学童保育については今後、関係各課ともう一度詰めさせていただきたいなと思っております。後者の就学時健診の繋ぎの部分なんですけど、今、自立支援協議会のこども部会の方で、教育と福祉の連携ガイドブックを作成しておりますので、その辺を利用しながら、さらに連携していければと思っております。以上になります。

議長（新井会長）

ガイドブックができるということで、そういう事業もやっているということであれば、何かそういうことも計画にも書いていただいて、さらにそれを深めていくような書き方にしていければと思いますので、よろしく申し上げます。奈良委員さんお願いします。

奈良委員

奈良です。先ほど、根崎さんの疑問について、学童の現場の指導員で施設長をしておりますの

で、この素案からずれてしまうかもしれないのですが、疑問があったので、わかる範囲でお答えしたいと思います。久喜市は、学童すべて指定管理者制度が導入されて、久喜と鷲宮と菖蒲は一括して久喜の運営協議会さんが持っています。栗橋だけ別で、私のところは父母会が指定管理を受けてやっています。他にも父母会運営や保育園やNPOなどあります。久喜市全体は待機児童を作らないというところで、私たちはくりっ子放課後児童クラブなのですが、もちろん、誰1人お断りすることはないです。障がいがある方も受け入れて、市内の学童の中で一番障がいのある方が多く入ってきています。そこには毎日通ってくる子もいれば、放課後等デイサービスさんと合わせて利用している子もいますが、根崎さんのご心配しているようなお断りはしていません。ただ、やっぱり障がいがあるというところで、あるクラブでは、ちょっとハードル高くて、お断りというか、あまり前向きには受け入れてはいいないところもあるのが現状です。しかし、先ほど研修の話がありましたが、やはり研修をしていると、そんなにハードル高くない受け入れられます。また、久喜特別支援学校の巡回指導の方や、県から巡回指導の方をお願いして来ていただいたこともあります。でもそれは、久喜市の保育課からメールでどうしますかとくるので、巡回指導の方をお願いしますと個々で言わないと、それはお勉強できないので、そこは各種学童によって差はたくさんあると思います。やっぱり、勉強して研修というのはとても大切で、それによってそういったお子さんたちを受入れるのが、普通じゃないかと考えられるようになるので、現状としてはそんな感じです。

議長（新井会長）

ありがとうございます。後者の部分については、研修の重要性ということで、先ほど36ページの事業として加えていただくという話になりましたので、ありがとうございます。お断りという言葉は気になったのですが、おそらく障がいのあるお子さんを受け入れた場合には加配がつく、そして補助金もつくというところで、私も実は北本で学童保育運営をしていて長かったのですが、父母会運営や連絡協議会運営だと、逆にそういうお断りしてしまうというような歴史が結構あったりしました。指導員の先生が大変そうだから、父母会では、ちょっと今回はお断りします、みたいなことをやっていたということが北本ではあったので、そこはしっかりと市役所が入っていただいて、相談があった場合には間に入っていただければ、大変だからお断りというこ

とができるだけ無くなるかもしれません。無いようにしていただくというのは重要だと思います。そこは、今の計画そのものに記載というのがなかなか難しいかもしれませんが、議事録に留めておいていただきまして、関係各課にお伝えいただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。私から、申し訳ございません。施策の分野に関わって重要評価指標をつけていただいたのはいいのですが、改めて今日、全部の議論ができないかもしれませんが、いろいろ検討していただきたいなと思いました。44 ページの重要評価指標のところ、差別解消法に関する周知啓発件数、これは何を意味しているのかがよくわからない。2 件から 4 件ということもよくわからない。そして、虐待防止センターの相談件数が増えることは、周知という点ではいいかもしれませんが、増えることがいいことなのかという点で、虐待の相談が増えることを目標に定めるのがいいのかどうか、根拠がどういうところなのかというところが少し気になりましたので、改めて検討していただきたいと思います。

同じく、全体のすべての評価指標に関して、事業の件数ということだけになってしまっているのですが、せっかく、計画策定のたびにアンケートをして、アンケート結果が書かれていますので、例えば 44 ページの評価指標のところ、業績ではないですが、例えば差別を感じている障がい者の割合が、現行では 32% いますが、それを減らすという、目標としてはそれをマイナスにしていこうというようなこと、これがすなわち、権利擁護、障がい理解という大目標に関して言えば、それが究極の目的ですね。差別を感じているという人が 1 人でも少なくなるというのが目標ですので、そういったアンケート意識調査の現状、そして目標値も加えていただきたいと思います。件数だけだといわゆるアウトカムではなくてアウトプットで、何回やればいいのかという話になってしまいますので、せっかく意識調査をやっていますので、そこも重要指標に入れていただくといいと思いますので、ご検討いただければと思います。

皆様から他に、いかがでしょうか。また戻ってくるかもしれませんが、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

教育保育以降の部分、教育保育 67 ページから 80 ページまでのところでございます。何か皆さんからご意見ありましたらお願いいたします。寺方委員、お願いいたします。

寺方委員



すいません寺方です。71 ページ、生涯学習スポーツ文化活動の振興というところで、若干、気になったところ、個人的な感想かもしれませんが、言っておきたいと思います。まず一番上の生涯学習の振興の「生涯学習推進大会の実施」というところで、まなびすと久喜の実施にあたり手話通訳者を配置し、聴覚障がい者に配慮した大会を実施するというがありますが、何か当たり前のことをすらっと書いているなど。例えばまなびすと久喜などのイベントの実施にあたり、手話通訳者を配置し、聴覚障がい者に配慮するなど、障がい者の参加を前提とした大会運営を実施するとか、あくまで「まなびすと久喜」だけが特別じゃなく、それを含んだイベント的な、ランドマーク的な意味合いがあるというところで、それは大事だと思うのですが、もう少し、書きっぷりがあるだろうと思いました。下から2つ目の余暇活動の支援のところ、前回は申し上げたんですけども、何で就業している知的障がい者だけにこだわるのかなと。そこはいらないのではないかと。「障がい者の余暇活動を支援するとともに」と書き出せばいいのかなと思います。そのもうちょっと下のところで、久喜市スポーツ協会レクリエーション協会などの協力を得て余暇活動のイベントを開催するというのは、今でもやっていると思うのですが、そうでなく、障がい者も参加できるということを前提として、各スポーツ団体は活動してくださいよというふうにすべきじゃないかなと思います。障がい者福祉課だけでなく、スポーツ協会レクリエーション協会を入れるとすれば、スポーツ振興課もご協力いただくような体制に持っていけるのではと思っています。

議長（新井会長）

ありがとうございます。今のご指摘について、いかがでしょう。事務局から回答をお願いいたします。1点目は生涯学習の部分について情報保障のことについて書いてあるだけなので当たり前じゃないかっていうところ、もっともだと思います。それだけじゃない。生涯学習の取り組みについての障がいのある人の参加の促進というのをしっかり書いた方がいいじゃないかということでした。後半は余暇活動の支援のところ。事務局より回答をお願いいたします。

事務局（助川係長）

前半につきましては、事業名が生涯学習推進大会の実施という形であったので生涯学習課でこ

の表記にしてきたのかなというところもあります。表記につきましてはもう少し大きな枠で記載をさせていただいて、実際に行われる大会が他にもあるかもしれないので、どなたでも障がいのある方もない方も参加できるような形に配慮した大会を実施するような表記に直せないかということで、担当課と調整したいと思います。

後半の余暇活動の支援につきましては、具体的には障がい者福祉課で実施しているフレンドシップ学級のご説明の表記です。書き方につきましては、再度検討させていただければと思います。

議長（新井会長）

考え方として、多分、計画を作った当初は事業にぶら下がって、目標があるわけじゃないので、だんだん本末転倒というか逆になってしまった。目標ありきじゃなくて、事業に目標を合わせるみたいな感じになってしまって、寺方委員さんの指摘のようになっていると思います。今のお話では余暇活動の支援という事業になっていますが、全体としては生涯学習スポーツ文化活動の振興ですので、その目標に関わってのスポーツレクリエーションの振興、そして余暇活動の支援という、方向性に対してどのようにしていくかという観点で記載を考えていただき、最後、障がい者福祉課だけじゃなくて、スポーツの部分を含めているのでスポーツ振興課などとも調整してくださいというようなご意見だと思います。そこについては、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。弓納持委員さんお願いいたします。

弓納持委員

弓納持です。よろしく願いします。数字的なところですが、67ページの久喜市立のぞみ園の利用児童数が現状11になっているところですが、利用児童数が現状11のところ为目标になると10に減っていて、おそらく定員が10名なのでかなと思っているのですが。毎日いらっしゃらないお子さんもいるので、利用率としてはまだ、余裕がある現状だと思うんですけども、目標値として減った理由は何でしょう。

議長（新井会長）

これも含めて、12回とか、数字の根拠がよくわからないという部分がありますので、そこも説明をいただくと同時に、何か説明書きを計画書に書いていただいた方がいいと思います。説明もお願いいたします。

事務局（助川係長）

先ほど弓納持委員さんのおっしゃった通り、定員が10名ですので、それを超えた目標値を設定してしまうのもいかなものかということで、10名にさせていただいた形になります。利用児童数についてこの数字のとり方でどうかということが確かにあるのですが、例えば、枠外に注釈を入れるとか、先ほどの回数の話もそうですが、わかりにくい部分もございましたら、枠外のところで注釈で加えさせていただいて、わかりやすい形に改めさせていただきたいと思います。

議長（新井会長）

弓納持委員さん、よろしいですか。他にいかがでしょうか。加藤委員お願いいたします。

加藤委員

同じく今の67ページののぞみ園のところの2段目ですが、のぞみ園に通園してる方の、言語指導や理学療法指導の回数というのがありますけれども、そこには作業療法士の指導とか、心理相談もあるのかなという気がするので、確認して追記していただいた方が、さらに良くなるのかなと思いました。

議長（新井会長）

いかがでしょうか。事務局よりお願いいたします。

事務局（助川係長）

そちらは確認して記入できるようであれば記載させていただいて、令和10年の目標値についても、数値の設定してもらえないかということで、のぞみ園に確認させていただきます。

議長（新井会長）

他にいかがでしょうか。片野委員さんお願いします。

片野委員

片野です。68ページの特別支援教育の充実というところで、息子が利用しているので「支援籍学習」は積極的に実施されているなどすごく感じてはいるのですが、この③の学校施設の整備というところで、教育施設を建設するにはすべての人にとって利用しやすい施設となるように配慮し、整備を推進するとありますが、このすべての人というのが私の中では違和感を感じています。車椅子が電動になった途端に上の階に上がれないという現状が多々あるんです。今、現状の学校施設というのは、かなり古い施設なので、整備が整っていないのはある程度仕方ないと感じるのですが、今後、新しい教育施設が実際に建設される予定はあるのかなというところが具体的に表記されると、希望というか期待ができるのかなと感じます。以上です。

議長（新井会長）

事務局より回答お願いいたします。

事務局（砂川課長）

ご指摘ありがとうございます。施設の建設予定ということになりますと大規模な話にもなりますので、すぐにできますというご回答は難しい現状かと思っております。教育部門での担当になりますが、現状の予定をお示しすることは難しいというところでご理解をいただければと思います。

議長（新井会長）

今回の教育施設で、すべての人という記載があるけれども、電動車椅子になったらなかなか上階に上がれなくて、教育の機会というところでうまく受けられないという状況があるということは議事録にとどめると思いますので、関係部局へ働きかけをしていただければと思います。他にいかがでしょうか。小金淵委員さん。

#### 小金渕委員

小金渕です。各ページの担当課の部分になるのか41ページの視点のところになるのかもかもしれませんが、今の意見交換で出ているテーマにおいてもすべて、担当課1つでは収まらないものばかりかと思います。そういったときに、明らかに2つの課がまたがっているものについては担当課の併記がありますけれども、他はだいたい1つの課というところも主だってそちらがやるのかなと読めるのですが、理念のところ、例えば41ページでいうと、行政、市民、民間の協働とか、保健医療福祉の関係という記載はあるのですが、行政内の各担当課の連携など、そういったところをより明記をしていただくと、これについてはその課がやっているのもそちらの方でとか、主な担当課から声がかかれば一緒に考えますというようなことがもしあったらそういうようなのが減って、各担当課が、それぞれ我が事として同じ立場で各項目について、深めていくことができるのかなと思ひまして記載をお願いしたいと思ひました。

#### 議長（新井会長）

ありがとうございます。重要なお指摘だと思います。41ページの「3つの計画の視点に据えています」ということでありますが、前計画に続きとありますけれども、今回の策定にあたって、この数年間、実際この計画にのっとって取り組みをしてきた中で、部局間の連携というのが不足しているのではないかというのが、今回のご指摘だと思いますので、市役所内の部局の連携ということと、あと斎藤委員からも、障がい福祉事業所や相談支援機関もという話もありましたので、部局の連携、民間の事業所の連携というところも、計画の視点というところにぜひ載せていただくということで小金渕委員よろしいでしょうか。要望させていただきます。他にいかがでしょうか。寺方委員お願いいたします。

#### 寺方委員

71ページのところで、先ほどフレンドシップ事業が余暇活動の支援のところ該当するのだとおっしゃっていましたが、これは参加者が減少傾向にあるということと、事業計画の見直しについて、毎月に変更するというところで、70ページのところでフレンドシップが0回から12回と書

かれていると思うのですが、非常に課題も抱えておられるというところとは別に、今回記載はないですが、ふれあいスポーツフェスタというのがスポーツ振興課の方で行われて、そちらの方も、毎年参加者が伸び悩んでいて、今まで30人ぐらい出ていたのが今年は13名と非常に数字が低くなって、久喜市は健幸スポーツと言いながらも、どこがスポーツなんやというふうに個人的に思っています。先ほどスポーツ振興課はと言った背景には、そういう思いがありました。フレンドシップを挙げるのであれば、70ページのところにふれあいスポレクも重要評価指数に加えていただけませんかというお話です。しかも久喜地区だけやっていますので、問題点としては、菖蒲、鷺宮、栗橋の方から非常に参加しにくく、各施設からバスをやっていただいているのですが、その辺の課題もあるみたいですから、そういう部門も相談していただいて、せめて、ふれあいスポレクを1回から各地区4ヶ所、4回というような数字に、大きな目標かもしれませんが、非常に困難かもしれませんが、イベントを活発にやるんだという指標の1つ目として入れていただけませんかというのが、個人的な思いです。以上です。

議長（新井会長）

事務局から回答をお願いいたします。

事務局（砂川課長）

ご指摘ありがとうございます。ふれあいスポレクフェスタにつきましては、スポーツ振興課が担当となっております。そちらの方で策定をしている計画の方にも、多分影響があることと思いますので、その辺りの兼ね合いも考えながら、スポーツ振興課と調整して参りたいと思います。

議長（新井会長）

寺方委員さんの思いとしては70ページのKPIのところに入れていただきたいということなのですが71ページにも入っていないということになると、少なくとも、何かスポーツ振興課の事業として入れていただきたいということ。最低限そういうふうな形で、大丈夫でしょうか。関係各課と調整をしていただければと思います。

他にいかがでしょうか。ではこの部分で私からです。指標の部分で、例えば70ページの生涯学習スポーツ文化活動ところで、調査の結果の19ページを見ますと、地域活動への参加は58.3%が参加していませんということです。毎年の調査をしているのであれば、こういった地域活動への参加のところで、参加率を上げるというのも1つの目標値になってくるのかなと思います。そういった指標の業績ではないですが、目指す目標の指標をここに合わせて書いていただくと良いかなと思いました。あともう1点、新規にという形になるかと思いますが、情報バリアフリーの部分ですが、これは情報取得環境の整備という部分に関しては、今や多くの人がホームページから情報取得しているという点で、ホームページの見直しとか、福祉情報のホームページのさらなる充実とか、そういった文脈の情報バリアフリー情報保障というところで、そういった観点で事業や目標を実施していただく必要はあると思うのですが、アンケート調査からも、4分の1の方が情報の入手や入手方法がわからないとおっしゃっているということです。そこも改めてご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

何か事業ということではないかもしれませんが、事業名に何らかの形に落とさないといけないかなと思いました。要望ということで、ご検討いただければと思います。では、ありがとうございます。障がい者計画に関しての議論はひとまず以上で終わりにさせていただきます。81ページ以降の障がい福祉計画・障がい児福祉計画、これは3年に1回策定する計画になっていまして、来年度からスタートする3年間の計画になっています。今回は数字が具体的に入ってきています。ここについて全体的にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。加藤委員さんお願いいたします。

加藤委員

今回の配付いただいた資料98ページのところで、今回数字が具体的に入っているところで、98ページから99ページについて、前回の資料の数値とかなり違って、これは前回は年間合計数字で、今回はそれを12で割った数値の月平均が記載されているということでよろしいのでしょうか。

議長（新井会長）

前回と対比して確認していただきましてありがとうございます。事務局より回答お願いいたします。

事務局（阿部主任）

ご指摘の通り、前回の数値につきましては、月割りにすべきところを年間のもの載せてしまいました。今回正しいものを載せさせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

加藤委員

かしこまりました。あともう1点、前回は年だったのを月平均にしたということなのですが、そうしましたらどこかに月平均値とか、記載があってもいいのかなということと、あと前回よりもコンパクトにまとめていただいたようですが、98ページに第6期の実績及び第7期の見込み量ということで記載されているのですが、図表の中にも、第6期実績値、第7期見込み量と記載されるとさらに図表が見やすいのかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

議長（新井会長）

ありがとうございます。これはもうおっしゃる通りだと思いますので事務局の方で対応していただきたいと思います。他にいかがでしょうか。奈良委員お願いいたします。

奈良委員

奈良です。107ページですが、④の保育所等の訪問支援というところで、見込み量がすごく少なく感じるのですが、これは、どの課が回答してくださったのですか。専門的な支援の方はどのようにお願いしたか。先ほど私が言ったように、担当課からメールが来て自分たちがお願いしたいから、申し込む形なのでしょうか。私はこれを見て、保育所、幼稚園、小学校放課後児童クラブ等、こんなにたくさんあるのに、見込み量がこんなに少なく、驚いたので質問です。これで合っているのかどうかをお願いいたします。

議長（新井会長）



事務局より回答お願いいたします。

事務局（助川係長）

こちらは法定のサービスになりますので、こちらのサービスを利用された実績をもとに推計したという形になります。

議長（新井会長）

令和3年度は多かったし、発達障がいや障がい児の就学も増えているという実情からいうと、この8のままなのかという質問だと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（助川係長）

利用の実績という形なので、利用したいというご相談等がないと、当然増えるものではないというものもあります。積極的に増やしていこうというものではないので、令和5年度から先に、小学校を卒業される方もいらっしゃいますし、これから保育所幼稚園小学校通われる方もいらっしゃるのですが、見込みにくいという部分ではあるのですが、これまで右肩下がりになってきている状況なので、これからまた上がるというのも考えにくいということで、令和5年度相当で、同じような数字を入れさせていただいたというところでございます。

議長（新井会長）

これは個別給付ですので、学童保育の支援員や幼稚園保育園からこの方に対して、保育所等訪問支援をお願いしますというふうをお願いする事業ではないのです。職員の方々の感覚として、本当は必要だろうなと思っていても、ご本人が個別給付として給付されないと利用できないというところですね。一応制度はありますが、ただ情報取得が難しいというようなこともあるので、すべての人が知っているかどうかわかりませんが、今の説明でよろしいでしょうか。ただ、見込み量が8だからといって8に抑えるという話では全くありませんので、いろんな方が周知をしていただいて利用していただければというふうに思います。他にいかがでしょうか。小金渕委員お願いします。

小金淵委員

小金淵です。82 ページ、基本的な考え方の部分です。(3) のテーマと文章が、一部連動してないかなと思いましたので、こちらの記載を再検討いただきたいなと思います。具体的に言うと、内容については地域生活支援のことが中心で、就労支援についての記載がそんなに書いてないのかなと思いました。前回のところでいうと、就労支援に関する前回の計画では記載もありましたので、ここは、就労支援の部分も何かを加えていただいた方がいいのかなと思いました。

あと、(5) 人材の確保定着ですけれども、数の計画にはなりますが、やはり人材の教育や質が高まらないと、確保も定着もできない。そうすると結局、サービスに対する質の向上も必要というところに繋がってくると思いますので、人材、あとはどこの記載になるのかわかりませんが、サービスの質の向上というところも、考え方としては必要だと考えます。

あと誤植なのですが、96 ページ。⑥の、国の基本指針の中の上から3行目の真ん中あたり、機関相談支援センターの「機関」は、この機関ではなく、活動指標にある基幹の表記かと思いますのでここは修正になるかなというふうに思いました。以上です。

議長（新井会長）

ありがとうございます。82 ページの(3)、就労に関わることも、目標を大見出しには書いてありますのでそこを追記する必要があるということ。(5) 番の部分に、質の向上というのをしっかり入れたほうがいいという話ですね。

小金淵委員

サービス自体の質というところの向上を、どこかに記載が加えられるのであれば、付加した方がいいかなというふうに思いました。

議長（新井会長）

ありがとうございます。自立支援協議会でも、様々な人材育成について取り組んでいますので、そういったところが、82 ページ(5) 番などに書かれれば良いということだと思います。そ

れから、文言の訂正をお願いいたします。他にいかがでしょうか。それでは、私からなのですが、文言の訂正というところで言いますと、同じ82ページなのですが、施策推進協会で、当初から、当初3年前から「精神障がい者にも」とか、「障がい者にも」という、何か付与付加するような言葉があるというのはおかしいのではというようなご指摘がありまして、厚労省とか国の制度の中では、「にも」をよく使うのですが、何か追加するような形の書きぶりは、久喜市ではやめてもいいのかなと思いますので、82ページの(3)番、「発達障がい、及び高次脳機能障がいを含む障がいのある方にも対応した地域包括支援システム」とあり、90ページにも「障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステム」とあります。国の指針は、致し方ないですが、久喜市ではそれはもう再三、議論してきましたので、追加ついでみたいなニュアンスで受け取られてきたという経緯がありますので、やめてもいいのかなというふうに思います。

あと、91ページの地域生活支援の充実です。国の指針には、令和8年度までに、連携した支援体制の整備を進めるとあるのですが、これは、国と県の方針としては、整備をする、進めるということだと思うのですが、久喜市の場合は、この成果目標を見ますと、整備に向けて検討となっていますが、これは令和8年度末までは検討段階だということによろしいのでしょうか。ここの説明をどのように考えればいいのか、教えていただければと思います。他は整備とか、実施になっているのですが、ここは検討になっているので、ここだけトーンダウンしている印象があるのですが、そこはいかがでしょうか。考えていただいて、予想では、国が示しているものが曖昧過ぎてよくわからないというのは、実際のところではないかと思いますが。

事務局（木暮係長）

強度行動障がいの支援体制の整備ということで、今、久喜市の自立支援協議会でも各部会で整備に向けて取り組んでいるところですが、こちらについては、部会の取り挙げ切れていない課題として上がっているものですので、今後、令和8年度末までに自立支援協議会としてどういうことができるか、もしくは障がい者福祉課としてどういうことができるかということを検討して参りたいと思っておりますので、整備に向けての検討という目標にさせていただいています。

議長（新井会長）

今回は8年度までは整備をすることを検討したということをもって、計画の達成とするということでもいいということですね。わかりました。それからもう1点ですが、92、93ページは、例えばiiiやviiは、実績値がないので、比較が難しく、これは新たに国の指針に加えられたから実績値が加えづらいのかもしれませんが、もし令和5年度や他の部分の実績値が示せるのであれば、国県の報告ということ想定しないでも、ここに実績も入れていただければ、何がどう変わったかがわかりやすくなると思いましたので、ご検討いただきたいと思います。

そして94ページ、95ページですが、特に障がい支援の提供体制、これもどうしても国県へ報告するための計画になってしまっている部分もあるのですが、例えば、児童発達支援センターの整備について、構築しているので構築済みなのですが、久喜市のどこでやっているのかということや、iiは1ヶ所確保済みとあるのですが、どこでやっているのかや、95ページもコーディネーターを配置しているとありますが、どこに配置されているのかということも加えていただいた方がいいのかなと思いました。

あともう1点、94ページに戻りまして、i 児童発達支援センター設置のところ、わかりづらいのが「障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築」とあるのですが、国の方針で出されているのですが、これが一体何を意味して、何をもちて構築されたということになるのか、ここがわかりづらいのですが、教えていただければと思います。

事務局（助川係長）

すいません。こちらについてはもう1回確認させていただきます。

議長（新井会長）

新たに国の方針と示されたものであるということなのですが、この構築というところについて確認して、記載の内容などについて検討していただきたいと思います。お願いいたします。

皆様から他にいかがでしょうか。根崎さんからお願いいたします。

根崎委員

根崎です。83ページの（7）障がい児の健やかな育成のための発達支援というところに、まさ

しく思っている、この障がい児とその家族に対して障がいの疑いのある段階から、身近な地域で支援できるような、地域の支援体制の構築を図りますと、もう本当にこれが必要だと日々思っているのですが、それに対する部分がどこなのだろうというふうを探したところ 109 ページが該当するのかなと思うのですが、発達障がい者に対する支援の見込み量のところで、やっていることの内容が、発達障がい者本人及びその家族への支援が重要であるので、特性を理解して、知識を身につけ適切な対応ができるようにペアレントプログラムやトレーニングを行いますということなのですが、これ自体も、もちろんご家族様の理解促進のために必要な取り組みなのですが、先ほど書いてあった地域での支援体制というよりは、どちらかというにご家族自分たちで頑張ってください的なものと感じました。

この 83 ページにある、身近な地域で支援できるような地域支援体制の構築というのに果たしてこれが言えるのかなというのが個人的な率直な疑問です。これにプラスして地域としてもっと具体的な早期支援について、こういうことやりますというものがあつた方が、安心感もあるのではないかというふうに思いましたので、地域としての支援体制の取り組み構築というのは一体何を構築しているのかというところが、お聞かせいただければと思います。

議長（新井会長）

事務局より回答お願いいたします。回答ある前に、私がイメージしたことなのですが、必ずしも障がい児福祉計画の 83 ページと、そのもとにあるいろいろな事業とが連動しているわけではなく、事業の方は要するに障害者総合支援法と児童福祉法に、こういう事業の数値目標を書きなさいということが定められていて、それにのっとってこの事業を書いているという側面がありますので、基本的な考え方と個々の事業の対応関係があるというよりも、基本的な考え方とトータルでこういった発達支援をしていきますということがあるということになると思います。

ですので、先ほど話があつた、就学時健診の話とか、或いは教育と福祉の連携の話などが、この計画で、どこどこに表現されているのか、相談の部分になるのかかもしれませんがそれと同時に、前半の障がい者計画にも、読み取れる内容にしていかなくてはいけないと、改めて根崎委員のご指摘を踏まえて思いました。事務局から、お願いいたします。

事務局（砂川課長）

先ほど会長もご説明いただいた通り、この109ページに掲げられている項目については、こういったことを計画上載せるようにというような通達がありましたので載せているという面もあります。これだけ見るとなかなか地域を巻き込んでという感じが無いというのは、正直私たちも思っているところです。地域を巻き込みながら、発達障がい児の支援をしていきたいと思いますというのは、これからいろいろな取り組みが活発になっていくのかなというところで、計画の中に載せさせていただいたフレーズととらえていただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（新井会長）

根崎委員よろしいでしょうか。議事録に記載していただきまして、今後の計画の評価、ないしは障がい者計画の評価のところでも、今の指摘に関してどうなっていくのか検討していきたいと思えます。他に皆様からいかがでしょうか。寺方委員お願いいたします。

寺方委員

寺方です。少しだけ話戻っていいですか。70ページですが、重要評価指数で障がい者パソコン講座開催回数とありますが、70ページに何の記載もないのですが、どこかに書いてあるのかなという思いと、個人的には、パソコンと言いなながらも、今、情動的にはスマホの方が多いため、市のイベントでもスマホイベントの方が多く、少しその辺の事業のあり方を考えていただければというのが1つ。あともう1つ、80ページなのですが、コミュニケーション支援の充実のところの社会活動への参加促進で、手話通訳者だけあるので、障がい者の参加を前提とした運営とかそういう表記していただければなというふうに思いました。以上2点です。

議長（新井会長）

ありがとうございます。71ページの事業に書いていない部分が70ページにあるということと、パソコンよりもスマホなのではないか。重要評価指標に2回というのもせつない感じもしますけど。指標や事業の記載に関して事務局から何かありますでしょうか。

事務局（助川係長）

スマホ教室については、情報推進課でも実施している状況ではありますが、私どもが考えているところは、視覚障がい者に対するスマホ教室を実施したいというのがあります。視覚障がいの方もスマホでいろいろ調べたりすることができる状況ですが、スマホに物理的にボタンがないということで操作がしづらいということがあります。今年度、事業者に協力いただき、視覚障がい者向けのスマホ教室を試験的に実施してみたのですが、視覚障がい者のスマホ教室は、指導者が何かを説明したときも、自分に説明されているのか、隣の方に説明されているのか受講者はわかりにくく、指導者と参加者が一対一でないと開催が難しいというような問題点があることもわかりました。今後、障がいに特化したスマホ教室の開催について考えているところですが、予算や会場の確保が必要となりますので、今回の指標に入れるのは、何も定まっていないため、取り上げなかった形となります。6年間の計画中でパソコン教室の開催回数の説明の際にパソコン教室は2回、その他にスマホ教室も実施したということがあればその都度ご報告させていただこうかと考えているところでございます。

議長（新井会長）

パソコン講座については、生涯学習の振興の部分の在宅障がい者社会活動支援に含まれるという理解でいいですか。ありがとうございます。寺方委員さん、よろしいでしょうか。余談ですが、国立リハビリテーションセンターでそういった事業をやっていて、多分派遣してくれると思いますので、活用していただければと思いました。他に、改めまして全体を通じて、そろそろお時間になるのですけれども、いかがでしょうか。小金淵委員お願いします。

小金淵委員

今頃なのですが、質問です。今の障がい者計画の各分野の重要評価指標は、どういう観点から選出されて記載されているのか教えてください。今の論議の中でここが大事じゃないかというのと、何か重要評価指標の項目自体があまり一致していない感じがあるので、これを選んで記載されている理由を教えてください。お願いします。

議長（新井会長）

お願いいたします。

事務局（助川係長）

指標については、分野に合わせて拾い直したという形になります。分野の中で記載されていない事業が指標に挙がっているというところもあるかと思えます。この指標を上げるにあたって、ほかの指標等を考えてみたのですが、これらが適当なのかなというところで挙げさせていただきました。

議長（新井会長）

私も質問しました44ページの差別解消法に関する周知啓発件数や、或いは相談件数とか、目標にするには適切なのか、説明が必要な部分まだまだあると思います。また、指標という点では、アウトプット、つまり事業をやったとか、相談の数があったということだけじゃなくて、せっかく調査をしているので、意識の変化というところも目標値にさせていただくと良いと思います。そこはまたアンケート調査の結果推移も指標として示していただくよう工夫をお願いしたいと思えます。他にいかがでしょうか。なかなか皆さんにご意見を振ることができませんで申し訳ございません。この素案について、ここだけは重要なので言い忘れたということがございましたら事務局の方に後日ご連絡いただければと思います。

こちらの議事については以上とさせていただきます。つたない進行で失礼いたしました。ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局（助川係長）

事務局から今後の流れについてお話しさせていただきます。この後、今回皆様からいただいた意見を計画の方に落とし込みます。その後、障がい者計画策定庁内会議にお諮りさせていただきます。その会議を経た後に、パブリックコメントを実施いたします。庁内検討会議にお諮りしまして、変更されたものでパブリックコメントを実施しますので、今回皆様にお配りしました資料



とは変わる可能性がございます。パブリックコメントを実施する際にはこちらをもってパブリックコメントを実施していますと、改めて資料の送付をさせていただきます。

パブリックコメントの実施予定は12月1日から1ヶ月程度を予定しております。皆様に最後の第4回の会議の中でパブリックコメントを受けた上での計画の変更点を報告しまして、最終的な計画の確定という形に持っていきたいと考えております。また、皆さんにお集まりいただいて協議していただく場がございますので、是非ともよろしく願いいたします。

### 3 閉 会

事務局（砂川課長）

では、以上をもちまして、本日本日予定していた議事が終了となりました。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。皆様には公私ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。次回の会議は、先ほど申し上げましたとおり、来年1月の下旬頃を予定しております。まだ日程が確定はしておりませんので、確定次第早めに皆様にお知らせをいたします。次回もぜひご出席をいただきますように、よろしく願いいたします。以上で、令和5年度第3回久喜市障がい者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。大変貴重なご意見をありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年12月5日

齋藤 裕子

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。